

・仕様変更前

輸出許可内容変更承認後に審査区分が「1Y」または「1G」となった場合、「申告添付登録（MSX）」業務で書類を提出することができず、税関窓口で書類を提出する必要がありました。

・仕様変更後

輸出許可内容変更承認後に審査区分が「1Y」または「1G」となった場合でも、MSX業務で書類の提出ができるようになりました。
 ※「1G」においては、引き続き原本提出も必要です。

